

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(案)

[旧スキーム]

公文書管理	1
アイヌ施策	2
原子力防災	3
原子力被災者生活	5
食品安全確保	6
科学に関する重要事項の審議及び研究	7
民間人材登用	8

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	公文書管理制度の適正かつ円滑な運用		担当部局名	大臣官房公文書管理課
施策の概要	行政機関において公文書等の管理に関する法律に基づく適正な文書管理がなされるとともに、歴史資料として重要な公文書等の確実な移管や適切な保存及び利用等がなされるよう、公文書管理制度の適正かつ円滑な運用を図る。		政策体系上の位置付け	適正な公文書管理の実施
施策の目標 (最終アウトカム)	公文書管理制度の推進により、行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする。		事後評価実施予定時期	目標未達成時 (目標未達時評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)(全般)	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値	目標値		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
		基準年度	目標年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
定量的指標 ○ 当該年度末時点で行政機関において管理する全行政文書ファイル等のうち、保存期間が満了したときの措置(レコードスケジュール)を設定した行政文書ファイル等数の割合(%)	97.8%	令和2年度	97.8%以上 令和6年度	96.0%	97.0%	97.8%	98.1%	公文書等の管理に関する法律(以下「公文書管理法」という。)第5条第5項においては、行政機関が作成又は取得した行政文書等ファイルについて、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものは国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めること(=レコードスケジュールの設定)が規定されている。 これは、公文書管理法制定時に、同法が掲げる「行政が適正かつ効率的に運用されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする」との目的に資する重要なポイントとして新たに導入されたものであり、歴史資料として重要な行政文書ファイル等が確実に国立公文書館等に移管されるようにするため、当該行政文書ファイル等の内容を最もよく熟知するその作成者等が移管又は廃棄の判断に関与できるようにすることを目的としている。 したがって、行政文書ファイル等におけるレコードスケジュールの設定割合は、公文書管理制度の浸透及び運用状況を確認する上で有効な指標であるほか、これを安定的に高水準で維持することは、歴史公文書等の国立公文書館等への確実な移管を推進するものと考えられる。このようなことから、当該指標を設定した。 なお、令和3年度までの目標値(93.8%以上)を達成したことから、新たな目標(R6年度)の設定に当たっては、これまでよりも高い目標値を設定する。	

施策に関連する事業 (開始年度)	令和5年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		令和2年度	令和3年度	令和4年度		
1 公文書管理推進経費 (平成24年度)	-	9	13	12	11	政府の公文書管理制度を所管する立場から、各行政機関におけるレコードスケジュールの早期設定を促すとともに、設定状況を確認するため、以下の業務を実施。 ・手順に基づき各行政機関から報告を受けたレコードスケジュール設定状況について専門家の知見を活用しながら内容を確認。 ・各行政機関における行政文書の管理状況の報告の取りまとめ、概要の公表。 上記の業務や状況報告を通じ、各行政機関における公文書管理の質の向上を図り、行政文書等の適正な管理及び公文書管理制度の円滑な運営と効果的・効率的な実施を推進する。
		1.2	4.8	4.1		
2 国立公文書館の展示・ 運営の在り方等に関する 調査検討経費(平成 20年度)	0001	15	15	15	49	公文書管理に関する諸課題を毎年度設定し、当該課題について民間企業や諸外国等の実態調査を行い、それぞれのベストプラクティスを踏まえ、日本の公文書管理制度の在るべき姿の検討に活用する。本事業を通じ、公文書管理に関する諸課題について有識者の議論も踏まえた上で幅広く調査検討を行い、報告書にまとめる。 また、新たな国立公文書館の建設に向けて、令和3年5月には「新たな国立公文書館建設に係る実施設計」を取りまとめ、建物についての方向性が示された。令和3年度から開催している「魅力ある新国立公文書館の展示・運営の在り方に関する検討会」において、展示・運営の在り方について検討を進めている。
		0	0.4	8.4		
計		24	28	27	60	
		1.2	5.2	12.5		

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	アイヌ施策の推進	担当部局名	大臣官房アイヌ施策推進室
施策の概要	アイヌ政策推進交付金実施要綱等に基づき、交付金を交付する。	政策体系上の位置付け	アイヌ施策の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	具体的な成果目標とPDCAサイクルの確立の下、市町村が自主的・主体的に実施する、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発並びにアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策(以下「アイヌ施策」という。)の推進に必要な事業を安定的かつ継続的に支援する。	事後評価実施予定時期	令和6年8月 (複数年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第10条第2項第2号及び第15条	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	—

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値	目標値		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度		
①	アイヌ政策推進交付金対象事業について、市町村が設定した目標の達成割合(%)	48.1%	令和元年度	75%	令和5年度	—	48%	42.0%	35.7%	41.5%	本交付金事業における目標は、アイヌ施策の推進に必要な事業の進捗状況を把握するための指標であるため。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和5年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
1 アイヌ政策推進交付金 (令和元年度)	0007	1,593	1,976	2,595	2,000	アイヌ政策推進交付金により、市町村が自主的・主体的に実施するアイヌ施策の推進に必要な事業を安定的かつ継続的に支援する。
		1,530	1,930	2,459		
計		1,593	1,976	2,595	2,000	
		1,530	1,930	2,459		

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	原子力防災対策の充実・強化		担当部局名	政策統括官(原子力防災担当)
施策の概要	原子力については、万一の事故にも機能する防災体制を日頃から整備しておくことが重要であり、特に原子力施設周辺地域における取組を支援することにより、これらの災害対策の充実・強化を図る。		政策体系上の位置付け	原子力災害対策の充実・強化
施策の目標 (最終アウトカム)	原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地域原子力防災協議会での活動を通し、国と自治体が一体となって地域防災計画、避難計画の充実・強化を行うとともに、十分な計画の具体化が進んだ地域においては、それらを取りまとめた「地域の緊急時対応」について地域原子力防災協議会、原子力防災会議で確認、了承を行う。さらに、計画の策定後も原子力総合防災訓練や自治体の防災訓練を通して、計画の改善に努めていく。		事後評価実施予定時期	令和7年8月 (複数年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号) 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第85条第6項 特別会計に関する法律施行令(平成19年政令第124号)第51条第7項第1号イ、第5号	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」(平成25年9月3日原子力防災 会議決定) ・「総理施政方針演説」(平成27年2月12日)(該当部分)「国が支援して、しっかりとした避難計画の整備を進めます」 ・「日本再興戦略改訂2016」(平成28年6月2日閣議決定) ・「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定) ・「第6次エネルギー基本計画」(令和3年10月22日閣議決定) ・「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定) 	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
						H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
定量的 指標	1 市町村の避難計画策定 状況 (福島県内を除く)	71市町村	25年度	122市町村	令和6年度	104市町村	111市町村	111市町村	113市町村	113市町村	原子力災害対策重点区域に含まれる市町村(福島県内を除き122市町村)においては、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の規定により、防災基本計画及び原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針に基づき地域防災計画・避難計画を策定する必要がある。これに関し、国として地域原子力防災協議会※の枠組みを通し積極的に支援を行っているところ。こうした地域防災計画の策定・見直しの件数は、原子力防災対策の進捗状況を示すものであることから、測定指標として適当である。なお、福島県内に関しては住民が避難したままの自治体があることから、測定指標の基準値・目標値には含まないこととした。 ※内閣府が、原子力防災会議決定に基づき、原子力発電所が所在する13地域ごとに、関係省庁、地方公共団体等を構成員とする地域原子力防災協議会を設置。 なお、従来、測定指標としていた「市町村の地域防災計画(原子力災害対策編)策定状況(福島県内を除く)」については、122の市町村全てで策定が完了しているため、測定指標から削除した。

2	地域原子力防災協議会、原子力防災会議における「地域の緊急時対応の確認、了承」の状況(確認・了承済み地域数)	計0地域	25年度	計11地域	令和6年度	計6地域 ※玄海を改定	計7地域 (女川を確認)	計8地域 (女川、美浜を了承) ※女川、大飯、高浜、泊、伊方を改定	計9地域 (島根を了承) ※玄海、川内を改定	計9地域	防災基本計画において、「国、地方公共団体等は、各地域の地域原子力防災協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認する」、「内閣府は、原子力防災会議の了承を求めるため、同協議会における確認結果を原子力防災会議に報告する」ものとされている。この原子力防災会議による了承の件数は各地域の緊急時対応のとりまとめの進捗状況を表しているため指標として適切である。新規地域の緊急時対応の確認・了承については、このほか、すでに確認・了承済みの緊急時対応の改定作業等もあり、それらを勘案し、目標値は、令和3年度実績値から2地域増の計11地域とした。
定性的指標	測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(実績)					測定指標の選定理由及び目標水準・目標年度の設定の根拠
	3 地域原子力防災協議会が関わる総合的な原子力防災訓練の実施状況	実施	12年度	実施	令和6年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	原子力総合防災訓練は、原子力災害対策特別措置法に基づき、国や地方公共団体、事業者まで含めた総合的な訓練を行うことで、組織の対応能力の検証と向上を図るとともに、訓練結果の評価を通じて原子力災害対策マニュアル、地域防災計画等を検証・改善し実効性を高めることを目的としている。この訓練は毎年度特定の1地域で行っているが、これを継続して実施することは、PDCAサイクルを通し、原子力防災対策を充実・強化するために重要であるため。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和5年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
1 原子力発電施設等緊急 時安全対策交付金(昭和55年度)	0067	11,268	9,492	9,226	-	原子力災害対策重点区域において、原子力災害から地域住民の安全を確保するために、地方公共団体が講じる原子力防災対策に対して所要の支援を行う。
		10,338	8,871	8,739		
2 原子力災害対策事業 (平成26年度)	0066	5,090	3,029	3,585	-	原子力災害対策重点区域において、原子力災害から地域住民の安全を確保するために、地方公共団体が講じる原子力防災対策に対して所要の支援を行う。
		4,338	2,671	2,508		
3 原子力災害時避難円滑 化モデル実証事業(平成30年度)	0070	1,467	1,209	737	-	原子力災害対策重点区域において、原子力災害から地域住民の安全を確保するために、地方公共団体が講じる原子力防災対策に対して所要の支援を行う。
		1,185	993	655		
4 原子力防災体制等構築 事業委託費(平成29年度)	0068	46	22	23	-	福島事故の反省を踏まえた緊急時体制の整備が進展する中で、全地域が共通的に抱える各種課題の改善策を講じ、実効性ある原子力防災体制を促進することにより、原子力災害対策地域において原子力災害から地域住民の安全・安心を確保するために地方公共団体が講じる防災体制の有効性を高める。
		11	16	20		
5 原子力防災研修事業等 委託費(平成29年度)	0069	368	431	435	-	万が一の原子力災害時において、国や地方公共団体で中核となる防災業務関係者について、体系的かつ効果的な訓練や研修等により人材育成を推進するための体制の整備を行う。
		314	308	393		
計		18,239	14,183	14,006	-	
		16,186	12,859	12,315		

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	原子力被災者生活支援の推進		担当部局名	政策統括官(原子力防災担当)
施策の概要	帰還困難区域の境界にバリケードを設置するとともに、バリケードの維持管理などを行うことで、帰還困難区域の入域管理を行う。また、①帰還困難区域内の住宅、田畑、墓地等の維持管理などのために入域を希望する住民、②当該区域内の(広域的な)公共施設等の復旧や防災・防犯対策のために入域を希望する復旧作業員、消防・警察等について、安全な入域を確保するために必要な被ばく管理等を特定復興再生拠点の設定に対応しつつ行うとともに、当該区域の入域管理や避難指示対象住民をはじめとする被災者の生活再建に関する課題に関する調査・研究等を行う。		政策体系上の位置付け	原子力災害対策の充実・強化
施策の目標 (最終アウトカム)	①帰還困難区域の住民のふるさとへの帰還意識の維持、②当該区域内の財物やインフラ等の最低限の維持管理、③他地域も便益を受けることのできる広域的な公共施設等の復旧等を促進することができる。この結果、帰還困難区域の将来の復旧復興を円滑に行える環境が整備されるだけでなく、(帰還困難区域内の広域的な公共施設の復旧等により)他地域の復旧復興の促進にもつながる。		事後評価実施予定時期	目標未達成時 (目標未達時評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域に関する基本的な考え方及び今後の検討課題について(平成23年12月26日原子力災害対策本部決定)	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域に関する基本的な考え方及び今後の検討課題について(平成23年12月26日原子力災害対策本部決定)、原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針(平成28年12月20日閣議決定)	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値		目標値		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度				
									基準年度	目標年度		
①	帰還困難区域の境界にバリケードを設置するとともに、バリケードの維持管理等の実施日数	365日	—	365	令和6年度	365	366	365	365	365	365	帰還困難区域は放射線量が高いため、厳格な入域管理が実施されること(平成23年12月26日原子力災害対策本部決定)となっているため。
2	入域を希望する住民、復旧作業員、消防・警察等について、安全な入域を確保するために必要な被ばく管理等の実施日数(うち住民等の一時立入り実施日数)	365日	—	365	令和6年度	365(225)	366(258)	365(261)	365(262)	365(262)	365(262)	帰還困難区域は放射線量が高いため、厳格な入域管理とともに、退出時のスクリーニング実施など、被ばく管理等が実施されること(平成23年12月26日原子力災害対策本部決定)となっているため。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
1 内閣府で実施する住民一時立入りによる立入り世帯数(累計)	18,520	17,213	13,265	10,406	7,244	本施策は帰還困難区域の厳格な入域管理や、入域を希望する住民等の安全な入域を確保するために必要な被ばく管理を行うことが目的として実施しており、参考指標までであるが、実際に本施策を利用した住民の世帯数の実績を記載する。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和5年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
1 帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等(平成25年度)	復興庁0017	4,636	5,664	4,996	4,761	帰還困難区域の境界に設置しているバリケードの維持管理などの、帰還困難区域の入域管理を行う。また、①帰還困難区域内の住宅、田畑、墓地等の維持管理などのために入域を希望する住民、②当該区域内の(広域的な)公共施設等の復旧や防災・防犯対策のために入域を希望する復旧作業員、消防官・警察官等について、安全な入域を確保するために必要な被ばく管理を行う。
		4,205	5,167	4,018		
計		4,636	5,664	4,996	4,761	
		4,205	5,167	4,018		

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	食品安全の確保に必要な総合的施策の推進	担当部局名	食品安全委員会事務局
施策の概要	国民が高い関心を持っている食品の安全に関わる事項等について、厚生労働省、農林水産省等と連携しつつ、ホームページ、パンフレット、各種意見交換会等を通じ、関係者間での情報・意見の共有や交換を行うことにより、食品安全の確保に必要な総合的施策を実施する。	政策体系上の位置付け	食品の安全性の確保
施策の目標 (最終アウトカム)	食品安全委員会が行うリスク評価の内容等に関する理解の増進を図り、食品安全に関する関係者相互間におけるリスクコミュニケーションを促進する。	事後評価実施予定時期	令和7年8月 (複数年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	食品安全基本法(平成15年5月23日法律第48号)第13条及び同法第24条第1項第7号	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・第211回国会における河野内閣府特命担当大臣発言(内閣委員会) ・年月日:令和5年2月8日 ・関係部分(抜粋):「食品安全については、国民の健康の保護を最優先に、食品の安全性の確保のため、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行います。また、その評価結果等についてリスクコミュニケーションを実施してまいります。」

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
						H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
①	食品健康影響評価の内容等に関する意見交換会等への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解度が増進した者」の割合	88.7%	平成25年度～平成27年度平均	基準値より増	令和4年度～令和6年度3年平均	98.2%	95.4%	100%	95.5%	97.5%	平成25年度から27年度に食品安全委員会が開催した意見交換会におけるアンケート調査において、説明内容について理解が深まったとする者の割合は平均で88.7%であったことから、意見交換会において、リスク分析の考え方や食品安全委員会の活動について分かりやすく情報提供した上で情報・意見の共有や交換に努めることにより、「食品安全に関する基礎的考え方や食品安全委員会の活動についての理解が増進した者の割合」が3年平均で基準値を上回ることを目標値として設定。
2	食品安全委員会ウェブサイトの閲覧数	214万件	平成29年度～令和3年度の5年中3年平均	基準値より増	令和4年度～令和6年度3年平均	206万件	219万件	217万件	237万件	284万件	リスクコミュニケーションの推進においては、リスク分析の考え方を理解した上で、食品の安全性について考えることができる関係者が増加することが重要である。そこで、食品安全についての情報を提供している食品安全委員会ウェブサイトへの全閲覧数を測定指標とし、ウェブサイト閲覧件数が3年平均で基準値の件数を上回ることを目標値として設定。(なお、ウェブサイトの閲覧数は、大きな事件の有無により大きく変動することから、政府共通プラットフォームへの移行に伴いアクセス数集計方法が変更になった平成29年度から令和3年度の5年のうち最高・最低を除く3年平均を基準値として採用した。)

施策に関連する事業 (開始年度)	令和5年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
1 リスクコミュニケーション 実施経費 (平成15年度)	126	26	24	24	24	食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションについて、より一層きめ細かく促進するために、以下の取組を実施する。 ・意見交換会について、地方公共団体や消費者団体等と連携を図りながら、適切な企画・設計を行い、意見交換会において食品健康影響評価の内容等について分かりやすく情報提供した上で情報・意見の共有や交換に努めることにより、参加者の理解を増進させる。 ・ホームページに関し、食品安全委員会の活動等に関する情報を迅速に掲載するとともに、閲覧者の関心に配慮した魅力あるコンテンツとすることで、ホームページの閲覧数を増加させる。
		9	11	10		
計		26	24	24	24	
		9	11	10		

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡		担当部局名	日本学術会議事務局
施策の概要	各学術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題について、日本学術会議会員及び連携会員で構成する委員会等を設置、開催して、科学に関する重要事項の審議を行うことにより、政府からの諮問に対する答申、政府に対する勧告、その他政府、社会に対する提言等を行う。		政策体系上の位置付け	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡
施策の目標 (最終アウトカム)	わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。		事後評価実施予定時期	令和6年8月 (複数年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	日本学術会議法第2条、第3条	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	—	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値	目標値		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
			基準年度	目標年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
①	学術フォーラムの参加者アンケートで肯定的に評価した者の割合(平均値)	90%	H28～R2年度の平均	90%以上 令和5年度	90%	91%	93%	96%	93%	学術フォーラムは、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業である。アンケート結果を測定指標に掲げ、その実績値を分析することが内容改善の一助となると考えられるため、アンケート結果を測定指標に掲げた。なお、基準値は平成28年度～令和2年度(5か年)の平均値とし、目標値は基準値を踏まえ設定した。
②	地区会議公開講演会の来場者アンケートで肯定的に評価した者の割合(平均値)	89%	H28～R2年度の平均	90%以上 令和5年度	92%	89%	91%	97%	98%	地区会議公開講演会は、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業である。アンケート結果を測定指標に掲げ、その実績値を分析することが内容改善の一助となると考えられるため、アンケート結果を測定指標に掲げた。なお、基準値は平成28年度～令和2年度(5か年)の平均値とし、目標値は基準値を踏まえ設定した。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
1 共同主催国際会議・国際シンポジウムの開催回数	9回	6回	2回	7回	10回	日本学術会議の国際活動のうち、共同主催国際会議・国際シンポジウムの開催は活動の一つの柱であり、その活動状況を図る一つの参考指標として、会議の開催回数を掲げた。
2 学術フォーラムの開催回数	6回	11回	11回	13回	13回	学術フォーラムは、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業であり、その活動状況を図る一つの参考指標として、開催回数を掲げた。
3 地区会議公開講演会の開催回数	9回	6回	6回	7回	8回	地区会議公開講演会は、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業であり、その活動状況を図る一つの参考指標として、開催回数を掲げた。

施策に関連する事業 (開始年度)	令和5年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
1 各国アカデミーとの交流等の国際的な活動(昭和23年度)	0156	196 114	200 131	220 187	210	各国アカデミーとの交流や国際学術機関への対応を行い、国際的な場面での我が国の科学者の立場の表明や、世界の科学・技術の潮流に接する機会を持つことによって、我が国の科学者の地位向上や、学術分野における国際社会で我が国が名誉ある地位を占め、世界をリードする立場になるよう、寄与している。
2 科学の役割についての普及・啓発(昭和61年度)	0157	6 6	6 5	6 4	6	日本学術会議会員等による講演・パネルディスカッションを内容とする学術フォーラムを開催することにより、学術成果の国民への還元を図っている。
3 科学者間ネットワークの構築(昭和24年度)	0158	8 3	7 3	7 4	7	全国7ブロックで地区会議を開催し、その中で行われる地区会議公開講演会を通じて日本学術会議が集積した研究成果や学術情報の提供を行うとともに、地域の科学者との意見交換の場を設けることで、科学者間ネットワークの構築に寄与している。
計		210 123	213 140	233 195	223	

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	民間人材登用等の推進		担当部局名	官民人材交流センター
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員が培った能力や経験を、退職後に社会全体で活かすため、国家公務員に対する公正・透明な再就職支援の仕組みを新たに構築する。 ・早期退職募集制度の施行に併せて、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する。 ・官民の人材交流の円滑な実施のための支援として、官民の人材交流の実施に関する情報提供や制度等に関する広報・啓発活動を実施する。 		政策体系上の位置付け	官民人材交流センターの適切な運営
施策の目標 (最終アウトカム)	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員に対する企業・団体等の求人情報や、再就職を希望する国家公務員の求職者情報を収集し、相互に提供する(求人・求職者情報提供事業)ことにより、自主的な求職活動を支援する。 ・早期退職募集制度の施行に伴い、透明性の高い形で民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する。 ・民間企業等を対象とする説明会の開催等により、官民人事交流制度の認知度を向上させ、官民人事交流を実施又は検討する企業等を増加させる。 		事後評価実施予定時期	令和7年8月 (複数年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・「国家公務員の雇用と年金の接続について」(平成25年3月26日閣議決定) ・「採用昇任等基本方針」(平成26年6月24日閣議決定) ・「官民人材交流センターに委任する事務の運営に関する指針」(平成26年6月24日内閣総理大臣決定) 	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	—	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
					H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
① 求人・求職者情報提供事業により再就職した件数	59件	令和3年度	80件	令和5年度	-	20件	48件	59件	65件	<p>求人・求職者情報提供事業は、国家公務員の離職に際しての離職後の就職の援助を目的として、再就職規制を遵守した自主的な求職活動を支援するものであるため、本事業による再就職件数を測定指標とする。</p> <p>令和5年度の目標は、令和4年度の実績(65件)及び国家公務員の定年引上げによる本事業への影響が不透明であることを踏まえ令和4年度に引き続き80件とする。</p>
② 民間委託による再就職決定率(再就職者数/支援人数)	77.5%	令和元年度・2年度の平均	85.0%	令和5年度	87.10%	85.70%	69.39%	69.39%	63.41%(※)	<p>再就職支援については、早期退職を希望し応募認定退職をする者が対象となり、民間の再就職支援会社に業務を委託するものであるため、委託会社に状況確認・指導をするなどし、実効性の高いものにしていく必要があることから、再就職決定率を測定指標とする。</p> <p>平成29年度の実績値(81.7%)より高い値である85.0%を目標値とする。なお、令和2・3年度においては成果目標値を下回っているが、応募者層の変化や新型コロナウイルス感染症の影響等によるものと考えている。</p> <p>※再就職支援を継続中の利用者がいるため、令和5年6月末時点暫定値</p>
③ 説明会アンケートにおいて、官民人事交流を実施又は検討したいとした出席者の割合	86.7%	令和元年度・3年度の平均	基準値以上	令和5年度	92.6%	92.7%	82.9%(※)	80.6%(※)	87.7%(※)	<p>官民人事交流制度の周知及び理解等を目的とした説明会の効果を図る観点から、説明会出席者に対して行ったアンケート結果より、交流の実施に前向きな回答があった割合を指標とし、過去2年間の実績値平均を目標値と設定する。基準値は実地開催の令和元年度とオンライン開催の3年度の平均とした。</p> <p>なお、オンライン開催では、実地開催時に実施している各府省と民間企業の人事担当者との意見交換が行われないなど、実地開催時の全ての内容を含むものではないため、実地開催のみの年よりは割合が低下していると考えられる。</p> <p>※令和2・3年度はオンライン開催、4年度は実地開催とオンライン開催によるアンケート結果である。</p>

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
民間委託による再就職者数及び再就職支援人数	54人/62人	54/63人	34人/49人	34人/49人	26人(※)/41人	<p>施策の利用者等を示すアウトプット指標。</p> <p>※再就職支援を継続中の利用者がいるため、令和5年6月末時点暫定値</p>

施策に関連する事業 (開始年度)	令和5年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		R2年度	R3年度	R4年度		
国家公務員の再就職支援 1 経費 (平成25年度)	0149	110	66	40	46	<p>次の2つの事業を実施。</p> <p>① 求人・求職者情報提供事業: 再就職規制を遵守した自主的な求職活動を支援する仕組みとして、国家公務員に対する企業・団体等の求人情報や、再就職を希望する国家公務員の求職者情報を収集し、相互に提供(平成31年1月～)。事業開始当初は、手作業で情報提供を行っていたところ、令和2年9月からシステムによる運用を開始。国家公務員経験者の求人・求職者情報サイトの経費については、令和4年度概算要求からデジタル庁にて予算計上</p> <p>② 民間の再就職支援会社を活用した再就職支援: 早期退職希望者の募集に応募して応募認定退職をする者を対象として、官民人材交流センターが契約した民間の再就職支援会社に再就職支援業務を委託することにより、国家公務員の離職に際しての離職後の就職の援助を実施(平成25年10月～)</p>
計		110	66	40	46	
		91	53	26		